

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

塩谷町長 見形 和久

市町村名 (市町村コード)	塩谷町 (09384)
地域名 (地域内農業集落名)	玉生地区1 (玉生宿・西山・河原・東房・下寺島・上寺島・鳥羽新田・喜佐見・熊ノ木)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和6年12月19日 (第2回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

<ul style="list-style-type: none"> ・圃場整備が進んでおり、耕作条件は良い。(南部地域) ・農業者の高齢化が進んでおり、後継者が不足している。(全地域) ・圃場の形状や区画、水路・農道など耕作条件が悪い農地が多い。(北部地域) ・水が豊富できれいなので、美味しい農作物が栽培できる。(全地域) ・山間地域は獣害を受ける圃場が多い。(全地域) ・水害が多い。(全地域) ・草刈りの負担が大きく、管理されていない農地も多い。(全地域) <p>【地域の基礎的データ】 農業者:176人、中心経営体:19経営体、担い手集積率:48.6%(うち地区内経営体率:79.3%)</p>

(2) 地域における農業の将来の在り方

<ul style="list-style-type: none"> ・主要作物は水稲である。また、露地野菜(ヤーコン、クレソン、わさびなど)も生産を検討していく。 ・特産物(ブランド)になりうる米や野菜も今後検討していく。 ・環境に配慮(特別栽培)した取組みをおこない、有機農業を推進し、高収益化を図っていく。 ・自然を生かした農業の魅力を発信し、都市農村交流の拠点として新たな地域の活性化を図っていく。 ・営農型太陽光の設置も検討し、農地利用の生産性を高める。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	312 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	312 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

<p>地域内の全ての農地を農業上の利用が行われる区域とする。ただし、耕作の継続が難しい農地等は今後検討とする。</p>

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

<p>(1) 農用地の集積、集約化の方針</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域協議を継続し、また地域課題を共有し、地権者の意向もふまえて農地集積・集約化を進める。 ・遊休農地の情報を集約・共有化し、農地の貸借に活用していく。
<p>(2) 農地中間管理機構の活用方針</p> <ul style="list-style-type: none"> ・農地バンクに貸し付ける際は、目標地図を参考に調整するなど関係機関(農業委員・推進委員)の情報共有を図る。
<p>(3) 基盤整備事業への取組方針</p> <ul style="list-style-type: none"> ・再圃場整備をおこない、農地の大区画化や農道の整備を進める。 ・鳥獣害を防止できる農地を整備していく。
<p>(4) 多様な経営体の確保・育成の取組方針</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域外から農業法人を誘致していく。 ・関係機関と協力し、研修体制の強化など後継者の育成を進めるとともに、新規就農者に対する支援を強化する。 ・有機農業の団地化の促進や、環境保全型農業のモデルを検討していく。 ・半農半Xや農業体験や農業のイベント化、貸農園など多様な形での農業交流人口を増やしていく。 ・地域で草刈り協力体制を作り、新規就農者や移住者を増やしていく。 ・栽培講習やスマート農業研修などをおこない、多様な経営体を獲得していく。
<p>(5) 農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針</p> <ul style="list-style-type: none"> ・農地の保全作業や農作業等について、地域で共同作業に取り組んでいく。(草刈り隊やボランティア募集) ・農業用機械のレンタルなどの支援や共同利用に取り組む。 ・集落ぐるみで農業法人をつくり、地域の人が役割をもって活躍できる体制をつくっていく。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

<input checked="" type="checkbox"/> ①鳥獣被害防止対策	<input checked="" type="checkbox"/> ②有機・減農薬・減肥料	<input checked="" type="checkbox"/> ③スマート農業	<input type="checkbox"/> ④輸出	<input type="checkbox"/> ⑤果樹等
<input type="checkbox"/> ⑥燃料・資源作物等	<input checked="" type="checkbox"/> ⑦保全・管理等	<input type="checkbox"/> ⑧農業用施設	<input type="checkbox"/> ⑨耕畜連携	<input type="checkbox"/> ⑩その他

【選択した上記の取組方針】

- ①イノシシ、シカによる被害が頻発しており、防止柵を設置するとともに地域全体で管理体制を構築していく。
- ②有機農業の団地化と販売先を拡大できるような体制を構築する。
- ③スマート農業を推進し、作業省力化を図り、町への支援も要望していく。
- ⑦耕作者だけでなく、土地の所有者も一体となって農地の保全管理に取り組んでいく。
- ⑦多面的機能支払交付金(西山・熊ノ木地区)、中山間地域等直接支払交付金(鳥羽新田・喜佐見地区)を活用し、地域での圃場管理を行っていく。